



日本におけるAID の法的規制の過程 : 「出自を知る権利」との関連から

藤井, 宏

(Citation)

21世紀倫理創成研究, 15:1-12

(Issue Date)

2022-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81013162>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013162>



日本における AID の法的規制の過程

——「出自を知る権利」との関連から——

藤井 宏

神戸大学人文学研究科 博士課程後期課程

はじめに

AID (Artificial Insemination by Donor = 非配偶者間人口授精) とは、夫側に何らかの不妊の原因があり子どもが得られない夫婦にたいして、夫以外の第三者から提供された精子を用いて人工授精を行う方法である⁽¹⁾。日本では 1948 年に慶應義塾大学の安藤晝一のもとで初めて AID が実施され、翌年の 1949 年に女兒が誕生した。それ以来現在に至るまで AID は実施され続け、日本における AID 出生児は 1 万人以上にのぼると言われている⁽²⁾。

日本においてはこれまで 70 年以上にわたって AID が実施されてきたにもかかわらず、未だ法的整備が不十分な状況にある⁽³⁾。初めて具体的な法的整備がなされたのは 2020 年 12 月で、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が成立した。これにより、ドナーから提供された精子・卵子・胚等を使用した生殖補助医療によって生まれた出生児と親との関係についてはひとまず法的に規定される見通しとなった。

しかしながら、自身が第三者からの精子・卵子・胚等の提供による生殖補助医療によって出生した事実を知る権利、あるいは生殖補助医療による出生児が自身の出自を知るために提供者の情報を得る権利といった、いわゆる「出自を知る権利」と、提供者の匿名性の保障の対立をどのように解決するかという倫理的問題についての議論は後回しにされ、この問題にかんする制度整備への動きは依然としてみられない。先の法律の成立以降、特に出生児の「出自を知る権利」については、AID 出生児当事者を中心に問題提起がなされ、現在も多くの議論がなされている⁽⁴⁾。

「出自を知る権利」は、児童の権利条約第 7 条第 1 項の「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」という規定や、また、第 8 条第 2 項の「児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合に

は、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える」という規定に基礎付けられている⁽⁵⁾。

以上のような背景から、本稿は、日本における AID にかんする規制の過程を素描したうえで、特に AID 出生児たちの「出自を知る権利」について、出生児の福祉を尊重するという視点からどのような規制がなされるべきなのかを考察することを旨とするものである。

1. 提供者の匿名性と出生児の「出自を知る権利」

上述したように、日本において AID は慶應義塾大学の安藤のもとで初めて実施されたが、実施当初から精子提供者が匿名であることが重視されており、匿名性を保障するための技術的な対策も行われていた。安藤によれば、精子提供者は基本的に若い医学部の学生から選び、人工授精のさいには複数人の精子を混ぜて使用していた⁽⁶⁾。これは、万が一提供者の情報が漏れた場合でも、出生児の父親が特定されることを防ぐための対策である。このことから、精子提供者の特定を防ぐために現場の医師たちによって細心の注意が払われていたことがわかる。

精子提供者の匿名性を保障するというこのような方針は、法整備への動きのなかでも、現在にいたるまで長らく踏襲されてきた。本節では、AID にかんする規制の過程を、提供者の匿名性と出生児の「出自を知る権利」に焦点を当てながら整理していく。

日本では長らく AID について規制は行われてこなかった。その大きな要因はおそらく AID が徹底的に隠蔽されてきたことにあるだろう。AID を希望した夫婦たち自身が AID を行なった事実を隠し、多くの出生児たちは自身が AID で出生した事実を知らされなかった。AID にかんする規制について議論がなされる以前に、そもそも AID が実施されてきた事実そのものが人々に知られることがなかったのである。

AID についての規制は長らくなされてこなかったが、1990 年代になって初めて規制が行われるようになった。その契機となったのは、1996 年にある業者がインターネット上で精子を売買したことである⁽⁷⁾。そこでは営利目的で精子の売買がなされ、提供者の学歴や収入に応じて異なる価格で精子が売買されていた。これを受けて、日本不妊学会が会告を公開し、精子提供について規制が行われることになった。以下、学会による規制について、提供者の匿名性の保障と出生者

の「出自を知る権利」に焦点をあてながら整理していく。

1996 年に日本不妊学会が公開した『新しい生殖医療技術のガイドライン』には、精子提供者のプライバシー保護のために提供者の匿名性が保障されるべきとの姿勢が見られる。その理由として、まず、提供者の匿名性が保障されなければ、提供者本人および家族に与える社会的影響が大きいこと、そして提供される夫婦の側も、その後の家族関係の安定のために提供者が匿名であることを希望していることが挙げられている。また、匿名性が保障されなければ提供者が激減する可能性があるという点も指摘されており、「一般的に、提供する側とされる側の両者の利害が一致するのが、提供者が匿名とされている理由である」と記載されている⁽⁸⁾。ここでは、提供者を匿名とするのは提供する側とされる側の両者の利害が一致するためであると述べられているが、出生児の利害が一切考慮されていない点に注意が必要である。

それでは、出生児の「出自を知る権利」についてはどのような方針が示されたのだろうか。このガイドラインでは、「子どもの出自を知る権利は本人のアイデンティティを確保するため重要である」⁽⁹⁾とされ、「出生子の請求があった場合、出自を知らせるための適正な開示方法についての議論や開示後のカウンセリングシステムの充実化が必要である」⁽¹⁰⁾という記載があり、出生児の「出自を知る権利」についての議論と開示後の何らかの対応の必要性が認識されていることがわかる。

しかしながら、その直後で、「本邦のような家庭のプライバシーにかかわる問題を訴訟しないような国民性では現在まで表立った訴訟問題は起きていないことを考慮にいれば立法化を急ぐ必要がないと思える。出自を知る権利が基本的権利として保障されなければならないとすれば、まず開示にともなう諸問題が解決されることが前提である」⁽¹¹⁾という記載があり、この段階では出生児の「出自を知る権利」についての法整備が後回しにされていることがわかる。日本不妊学会のこのような見通しは甘かったと言わざるを得ない。実際、このガイドラインが出された 2 年後、1998 年に AID をめぐる 2 件の訴訟に判決が出されたのである⁽¹²⁾。これらの訴訟はどちらも AID 出生児の親子関係にかかわるものであり、AID 出生児の権利や福祉のために何らかの法整備が必要であるという認識が広まる契機となった。

日本不妊学会に続いて、1997 年に日本産科婦人科学会が公開した会告では、「精

子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者の記録を保存するものとする」と記載されている⁽¹³⁾。この見解にたいする日本産科婦人科学会による解説によると、「精子提供者のプライバシー保護のため、提供者はクライアントに対し匿名とされる。実施医師は、授精のたびごとに提供者を同定できるよう診療録に記載するが、授精ごとの精子提供者の記録は、現時点では出生児数を制限するために保存されるべきものである」とされている。すなわち、あくまで精子提供者のプライバシー保護が優先されており、提供者を同定できる情報を医師が保存するのは、一人の提供者から生まれる出生児数を制限することを目的としている。これはあくまでも近親婚を防止するための対策であり、保存された提供者情報は提供を受けた夫婦や出生児には公開されない。

また、AID 出生者の「出自を知る権利」については、日本産科婦人科学会の見解は示されていない。この時点では、先の訴訟に判決が出される以前ということもあり、やはり出生児の「出自を知る権利」については議論が後回しにされていた可能性が高い。

以上のように日本不妊学会と日本産科婦人科学会による規制がなされたが、これらの規制から逸脱する者が現れたことや、また商業主義的な行為が出現したことを受け、法整備への動きが起こった。ここからは法整備への過程を見ていく。

まず、1998 年に厚生科学審議会のもとで「生殖補助医療技術に関する専門委員会」が設置され、2000 年に「精子・卵子・胚提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」が提出された。この報告を踏まえ、さらなる制度整備の具体化のために「生殖補助医療部会」が設置され、2001 年から 2003 年にかけて審議が行われた。その結果、生殖補助医療部会は 2003 年 4 月に「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（以下「報告書」と略記）を提出した。今後はこの報告書をもとに法整備が進められるものと思われるが、現時点では AID 出生児の「出自を知る権利」について具体的な法整備に至っていない。

この報告書では、精子・卵子・胚の提供者の匿名性について以下のように定められている。

生殖補助医療部会「報告書」III.3.(2)：

・精子・卵子・胚の提供における匿名性を保持しない場合には、精子・卵子・

胚の提供を受ける側が提供者の選別を行う可能性がある。

- ・また、提供を受けた夫婦と提供者とが顕名の関係になると、両者の家族関係に悪影響を与える等の弊害が予想されるところである。
- ・こうした弊害の発生を防止するため、精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とすることとする。

このように、提供を受ける夫婦が提供者の選別を行うことや、提供を受けた夫婦と提供者の家族関係への悪影響といった弊害の発生を防止するために、従来通り提供者は匿名であることが定められている。この記述を見る限り、提供者の匿名性が保障されるという方針に変化はないように思われる。しかし、この報告書では出生児の「出自を知る権利」の記載について、従来の方針から大きな変更がある。以下、「出自を知る権利」についての記述を見ていく。

2. 「報告書」における「出自を知る権利」の記述

「報告書」では、「出自を知る権利」について大きな変更点がある。以下、「報告書」における記述を見ていく。

「出自を知る権利」について、「報告書」では次のように定められている。

生殖補助医療部会「報告書」III.3.(3)：

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求することができる。

このように、出生者が一定の年齢に達すれば提供者を特定できる内容を含めて情報開示を請求できるという点で、従来の方針から大きな変更がなされている。この点において本報告書の方針は画期的なものであるが、このような結論に至った理由として、「報告書」では4点挙げられている。まず、①提供された精子・卵子・胚を用いた生殖補助医療によって生まれた子が提供者の情報を得ることは自身のアイデンティティの確立のために重要であるが、子の福祉の観点から、こ

のような重要な権利が提供者の意思によって左右されることは適当ではない。② 出生児が、開示請求ができる年齢を超えたうえで開示にともなって起こりうる問題点について十分な説明を受けたいうえで、それでもなお提供者を特定できる情報を知りたいと望んだ場合は、出生児の意思を尊重する必要がある。③ 提供は提供者の自由意思によって行われるものであり、提供者が特定されることを望まない場合は提供者にならないこともできる。④ 開示の内容に提供者を特定できる情報を含めれば提供希望者が減少するとの意見もあるが、それは子の福祉の観点からやむを得ない。

これらの理由を見ればわかるように、本報告書では、従来の方針に比べて子の福祉が重視されている⁽¹⁴⁾。

それでは、出生児が提供者の情報開示を求めた場合、具体的にどのような手続きによって情報が開示されるのだろうか。引き続き「報告書」を参照しよう。

本報告書では、出生児から開示請求があった場合、請求された情報を機械的に開示するという対応では開示請求者の抱える問題をより複雑化させる場合が生ずると考えられるという点が考慮されている。そのうえで、次のように定められている。

生殖補助医療部会「報告書」III.3.(3)：

開示の請求を求めてきた者に対し、公的管理運営機関は開示に関する相談に応ずることとし、公的管理運営機関は予想される開示に伴う影響についての説明を行うとともに、開示に係るカウンセリングの機会が保障されていることを相談者に知らせることとする。特に、相談者が提供者を特定できる個人情報の開示まで希望した場合は、その事案の性質上、特段の配慮がなされる必要があると考える。

ここでは、まず、情報開示を請求した出生児にたいして公的管理運営機関が開示に関する相談に応じることとされている。この公的管理運営機関が具体的にどのような組織であるのかは記述がないが、従来から存在している提供医療機関や実施医療機関とは別の組織であることは確かである⁽¹⁵⁾。この公的管理運営機関によって開示請求者へのカウンセリングが行われ、特段の配慮がなされる必要が示されている。しかしこの点についてこれ以上の規定はなく、具体的にどのよう

に相談やカウンセリングが行われるのかについてはまだ規定されていないと思われる。しかしながら、出生児の福祉を尊重し、慎重な対応が必要であることは認識されていると言える。

このように、生殖補助医療部会による「報告書」には、特に「出自を知る権利」について従来の方針から大きな変更点があった。特に大きな変更がなされている点は、出生者の福祉の観点から、提供者の情報を得ることが出生者のアイデンティティの形成にとって重要であることが認識されている点である。これは、従来の方針から大きな修正がなされているものと評価できるだろう。今後の具体的な法整備の議論において、出生者の福祉が尊重されるべきであるという立場は保持されることが期待される。

しかしながら、一見してわかるように、記述に具体性が欠けている箇所が少なくない。特に提供者の情報開示については、「提供者を特定できる個人情報」という記載があるのみで、具体的にどのような情報が開示されるのかは不明である。また、開示請求者への相談やカウンセリングが必要とのことだが、これらについても、具体的な規定は未だなされていない。「報告書」は出生者の福祉を尊重するという点においてはこれまでの方針から改善されており評価できるが、未だ多くの点で議論の余地がある。

ここまで述べてきたように、AID における精子提供者については長らく匿名であることが重視されてきたが、2003 年に生殖補助医療部会が提出した報告書では、出生児の「出自を知る権利」が尊重される方針が示された。今後の法整備においては、この報告書の方針をもとにさらなる議論が行われると思われる。

3. 今後の展開

上述したように、AID によって子を得た夫婦の多くは子に対してその出自を隠す傾向にあり、多くの AID 出生児たちは自身が AID によって出生したことを知らずに育ってきた。そのため、長らく AID 出生児の声に焦点が当てられることはなく、日本においても、AID 出生児たちの声は人々に知られることが長らくなかった。ところが近年、当事者の自助グループを中心に、当事者たちの声が発信されるようになった。当事者たちに共通するのは、彼らが知りたい情報は提供者の表面的な情報ではなく、提供者の人物像を知ることができる情報だという点である⁽¹⁶⁾。そのため、書面上で提供者の情報をただ知だけでなく、実際に提供

者と面会することを希望する出生者もいる。

これまで AID における精子提供者は徹底的に非人称化される傾向にあり、AID を希望する夫婦の多くは、あくまでも精子という物体の提供を第三者から受けたと考えることで、家族関係を構築するさいに提供者を排除してきた。しかし、提供者が非人称化され出生者から隠されることにより、出生者たちは提供者の存在を知ったときに、家族関係や自身のアイデンティティの形成に多大な影響を受けることになる。AID 出生児に対して親がどのような仕方ですべてを告知するのか、そして、公的管理運営機関が提供者の情報のうちどの情報を、どのような仕方ですべて開示するのが、出生児の福祉のために重要な論点となる。

出生児の福祉のためには、AID を希望する夫婦と出生児たちの双方に働きかける必要がある。まず AID を希望する夫婦に対して、いつ、どのような仕方ですべてに事実を告知するのかをカウンセリングによって相談できる機関が設置されなければならない。なぜなら、出生者の「出自を知る権利」は、親からの事実告知が行われなければ行使できないからである。親からの告知がなければ、出生者たちは自身が「出自を知る権利」を持つ当事者であることをそもそも自覚することができない。

そして、出生児たちが一定の年齢に達したときに、開示を希望する提供者情報にアクセスすることができる体制が整備されなければならない。その際、提供者の匿名性の保障には当然限界がある。今後、提供者は自身の個人情報が将来的に開示されることに同意したうえで精子を提供することが求められる。提供者は自身の自由意志によって精子を提供するのに対して、出生者たちは自身の意思に関係なく出生させられるため、両者は非対称的関係にある。出生児の福祉を尊重するためには、提供者の情報がアクセス可能なものにされる必要がある。

結論

これまで、AID における精子提供者の匿名性と出生児の「出自を知る権利」に焦点を当てながら、日本における AID の法的規制への過程について述べてきた。

まず、日本における AID の規制と法整備への動きを概観した結果、AID 実施当初から精子提供者の匿名性が非常に重視されてきたことを確認した。提供者の匿名性は、提供者やその家族、そして提供を受けた夫婦への悪影響を考慮すれば、保障されるべきものであると長らく考えられてきた。しかし、AID 出生児の福

社を尊重するという観点から、提供者の情報を何らかの仕方で開示することが出生児のアイデンティティの形成にとって重要であるという認識が広がることで、2003 年の報告書では提供者を特定することができる個人情報を含めた情報開示を認めるとの方針が明らかにされたことを確認した。しかし、報告書の記載には具体性を欠く点も多く、今後もさらなる議論が必要になることが明らかとなった。

AID における提供者の情報開示については、具体的な法整備にむけて今後も多くの議論を要する。現時点で少なくとも言えることは、精子提供は提供者の自由意志で行われるのに対して、AID 出生児たちは自分自身の意思に関係なく一方的に出生させられているという非対称関係があるということである。今後は、出生児の福祉を最大限尊重した法整備にむけてさらなる議論が必要になる。その際、出生児の福祉とは何かという問題には議論の余地がある。当事者の声をいかに取り入れるかが焦点となる。

また、提供者の匿名性の確保は、遺伝子検査が容易に受けられる現代においては限界があり、今後は提供者情報が開示されることを前提とした議論が必要であるという指摘もすでになされている⁽¹⁷⁾。このことから、精子提供者の匿名性を保障するという長らく踏襲されてきた立場は修正が必要となるだろう。

註

- (1) ここで「夫婦」と記載するのは、2021 年現在、日本においては AID が法的に婚姻関係にある男女にしか適用できないよう規制されているためである。しかし近年、事実婚の夫婦、独身女性、レズビアンやトランスジェンダーなどのいわゆる性的マイノリティーのカップルなどの法的に婚姻関係にならない人々も、民間の精子バンクや、SNS を通じた精子の個人提供などを介して入手した精子を利用して子どもを得るケースが増加している。
- (2) 仙波ほか (2006 : 148)。また、1997 年以降、日本産科婦人科学会が AID 実施施設を登録し、毎年の実施件数や出産件数などを公表しているが、AID が初めて実施された 1948 年から約 50 年の間の報告はなく、正確な実施件数や出生児数は不明である (cf. 柘植 2012)。
- (3) 日本における AID の規制については、これまで日本産科婦人科学会の会告 (1997) と日本不妊学会のガイドライン (第 1 版 1996、第 2 版 2003) で定められてきたが、これらはあくまでも学会による自己規制であり、法的拘

束力を持たない。

- (4) 「出自を知る権利」は、提供された精子・卵子・胚等を使用した生殖補助医療による出生児のほか、養子縁組によって血縁関係にない親と家族関係にある子どもたち、あるいは出生後に「赤ちゃんポスト」に預けられたことで自身の生物学的な親を知らない子どもたちにも共通する問題であるが、本稿では特に精子提供における「出自を知る権利」に焦点を絞る。
- (5) cf. 日比野 (2019 : 5)。
- (6) 安藤 (1960 : 17-18)。
- (7) 柘植 (2012 : 134)。
- (8) 日本不妊学会 (1996 : 25)。
- (9) 日本不妊学会 (1996 : 24)。
- (10) 日本不妊学会 (1996 : 24)。
- (11) 日本不妊学会 (1996 : 24-25)。
- (12) 柘植 (2012 : 134-135)。
- (13) 日本産科婦人科学会「提供精子を用いた人工授精に関する見解」
<http://fa.kyorin.co.jp/jsog/readPDF.php?file=73/8/073080915.pdf#page=13>。
- (14) 生殖補助医療で出生した子の「出自を知る権利」について、たとえば、スウェーデンやイギリスなどでは、出生者が一定の年齢に達した後に提供者の個人情報の開示を請求することが認められている。
- (15) cf. 日本不妊学会 (2003 : 33-34)。
- (16) 長沖ほか (2014)、仙波ほか (2006)。
- (17) 仙波ほか (2017 : 108) はアメリカでの事例を報告している。それによれば、AID で出生した 15 歳の少年が民間の遺伝子検査会社で Y 染色体を追跡する遺伝子検査を受け、精子ドナーを特定した。この事例では、提供者自身の情報は登録されていなかったが、提供者の血縁者が情報登録をしていたことで特定に至った。今後、遺伝子検査の精度が向上するにしたいが、検査によってドナーを特定する AID 出生者は増加することは明らかであろう。

参考文献

- 安藤晝一 1960.「人工授精の実施状態」『人工授精の諸問題』（小池隆一・田中實・人見康子（編））：9-24 慶應義塾大学法學研究會
- 日比野由利 2019.「『出自を知る権利』に関し、どのような制度設計が望ましいのか」『医療』 Vol.73, No.1: 4-10
- 石原理 2016.『生殖医療の衝撃』講談社現代新書
- 小池隆一・田中實・人見康子（編）1960.『人工授精の諸問題』慶應義塾大学法學研究會
- 永水裕子 2021.「あるべき生殖補助医療法制をめぐる検討すべき課題：『生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律』の制定を受けて」『桃山法学』第 35 卷：1-55
- 長沖暁子・非配偶者間人口授精で生まれた人の自助グループ（編）2014.『AID で生まれるということー 精子提供で生まれた子どもたちの声』萬書房
- 中真生 2021.『生殖する人間の哲学』勁草書房
- 日本不妊学会（編）1996.『新しい生殖医療技術のガイドライン』金原出版
- 日本不妊学会（編）2003.『新しい生殖医療技術のガイドライン 改訂第 2 版』金原出版
- 日本産科婦人科学会 1997 (2006 改定).「提供精子を用いた人工授精に関する見解」
<http://fa.kyorin.co.jp/jsog/readPDF.php?file=73/8/073080915.pdf#page=13>（最終閲覧日：2021 年 11 月 2 日）
- 小野多加江 2016.「日本における生殖補助医療の倫理的諸問題の分析 — AID 技術導入者の言説調査 —」『生命倫理』 Vol.26, No.1:46-53
- 生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」2003 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0428-5.html>（最終閲覧日：2021 年 11 月 2 日）
- 仙波由加里・柘植あづみ・長沖暁子・清水きよみ・日下和代 2006.「AID における「出自を知る権利」— AID で生まれた人たちが求める提供者情報とは —」『生命倫理』 Vol. 16, No.1:147-153
- 仙波由加里・清水清美・久慈直昭 2014.「AID 出生者とドナーの情報自主登録制とドナーリンキングー オランダのフィオムの活動を参考に —」『生命倫理』 Vol. 24, No.1:60-67

日本における AID の法的規制の過程 — 「出自を知る権利」との関連から —

仙波由加里・清水清美・久慈直昭 2017. 「精子ドナーの匿名性をめぐる問題」『生命倫理』 Vol. 27, No.1: 105-112

柘植あづみ 2006. 「生殖技術に対する生命倫理の課題の再考」『生命倫理』 Vol. 16, No.1: 35-41

柘植あづみ 2012. 『生殖技術 不妊治療と再生医療は社会に何をもたらすか』 みすず書房

歌代幸子 2012. 『精子提供 父親を知らない子どもたち』 新潮社